

議第 85 号

下呂市税条例の一部を改正する条例について

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

軽自動車税（種別割）の賦課期日である 4 月 1 日現在の軽自動車等の取得・廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るとともに、納税義務者の納付期間を十分確保するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市税条例の一部を改正する条例

下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（種別割の賦課期日及び納期） 第83条 （略） 2 種別割の納期は、 <u>5 月 1 日</u> から同月 <u>31日</u> までとする。 3 （略）	（種別割の賦課期日及び納期） 第83条 （略） 2 種別割の納期は、 <u>4 月 1 日</u> から同月 <u>30日</u> までとする。 3 （略）

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

軽自動車税（種別割）の賦課期日である4月1日現在の軽自動車等の取得・廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るとともに、納税義務者の納付期間を十分確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 4月1日から同月30日までの納期を、5月1日から同月31日までに改めます。

（第83条第2項関係）

（2） この条例は、令和4年4月1日から施行します。

（附則関係）

